○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字内竪字下鴛一一三一の一、一一三一の一〇、一一三一の一一、一一三一の一四、一一三一の一六、一一三二、一一四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下鴛一一三一の一・一一三一の一〇・一一三一の一一・一一三一の一四・一一四五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県山口市小郡下郷字大山二五三九から二五四六まで、字百谷壱二五四九、百谷弐二五五二の一、字南百谷三　一〇六八六から一〇九〇まで、一〇六九一の一から一〇六九一の三まで、一〇六九二、字北百谷壱一〇六九三の第一、一〇六九四、一〇六九五の一、一〇六九六から一〇六九九まで、字南百谷壱一〇八二〇から一〇八二三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

百谷壱二五四九・字百谷弐二五五二の一・字南百谷三　一〇六八六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町須恵字釈迦堂三三九四の三三、三三九四の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釈迦堂三三九四の三三・三三九四の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

六月六日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律

資金決済に関する法律の一部を改正する法律

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

議案提出

六月六日委員長から提出した議案は次のとおりである。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

議案通知書受領

六月六日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

質問書提出

六月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書（河村たかし提出）

政府備蓄米の放出に関する質問主意書（河村たかし提出）

金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書（早稲田ゆき提出）

元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書（岡本充功提出）

コメの流通に関する質問主意書（岡本充功提出）

刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書（櫻井周提出）

バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

答弁書受領

六月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子提出ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出がんの早期発見における犬の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出会話型生成ＡＩに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対する答弁書